

第157回 横浜市個人情報保護審議会会議録

<p>議 題</p>	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 特定医療費（指定難病）給付システムの導入について （個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。）</p> <p>(2) （仮称）舞岡地区新墓園経営許可申請等関連業務委託について （個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。）</p> <p>(3) 公共下水道管接続確認調査について （個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。） （個人情報ファイル簿兼届出書を含む。）</p> <p>(4) 医療政策への活用を目的とした医療レセプトデータ分析事務について （個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。） （個人情報ファイル簿兼届出書を含む。）</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告 ア 協働の「地域づくり大学校」事業に係る事務 イ 在宅人工呼吸器使用患者支援事業 ウ 在宅重症患者外出支援事業 エ 難病患者一時入院事業 オ 認知症支援に係る研修等実施事務</p> <p>(2) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告 YCU-net（グループウェア）の運用</p> <p>(3) 広報を目的とした横浜市WEBサイトへの個人情報掲載に係る電子計算機結合についての報告 認知症支援に係る研修等実施事務</p> <p>(4) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告 国民健康保険料収納対策支援システムの機器更改作業等業務委託</p> <p>(5) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告 保土ヶ谷区横浜市長選挙啓発事業（18歳の新有権者向け啓発はがき発送）</p> <p>(6) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託 認知症支援に係る研修等実施事務</p> <p>(7) 委託先個人情報保護管理体制</p> <p>(8) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（3件）</p> <p>(9) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（2件）</p> <p>(10) 個人情報ファイル簿兼届出書（2件）</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告（平成29年6月24日～平成29年7月21日）</p> <p>(2) その他</p>
<p>日 時</p>	<p>平成29年7月26日（水）午後2時00分～午後4時50分</p>
<p>開催場所</p>	<p>関内中央ビル5階特別会議室</p>

出席者	花村会長、加島委員、小嶋委員、清野委員、土井委員、中村委員、糠塚委員
欠席者	芦澤委員、新田委員
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項(1)～(4)について承認する。 ・ 報告事項、その他について了承する。
議 事	<p>【開 会】</p> <p>(事務局) それでは、ただいまから、第157回横浜市個人情報保護審議会のご審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数についてご報告いたします。</p> <p>本日は、芦澤委員及び新田委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、7名の委員のご出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくお願いいたします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>(花村会長) ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>始めに、第156回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何かご意見等がございますでしょうか。</p> <p>(花村会長) 特にご意見がなければ、承認とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) <異議なし></p> <p>(花村会長) それでは承認といたします。</p> <p>第156回審議会の案件について、事務局からご報告があるようですので、ご説明をお願いします。</p> <p>(事務局) 第156回審議会の案件1「文書・勤怠管理システムの導入について」に関して審議会後にご質問をいただきましたので、担当係長よりご説明いたします。</p> <p>お手元にお配りした資料をご覧ください。先月、ご審議いただいた市大の文書管理・勤怠システムの導入に関する案件です。2枚目の資料が先月審議いただいた審議資料の抜粋です。「4 個人情報の管理体制」の網掛けした部分ですが、「バックアップは外部のクラウドストレージを利用」という記載があります。この部分について、3枚目に会議録を付けていますが、審議会の中でも、小嶋委員から「外部クラウドストレージの安全性はどの程度担保されているか」というご質問があり、所管課でも安全性について回答しましたが、審議会後に加島委員から再度ご質問があり、「横浜市において外部のクラウドを使う際の手続や基準はどのようになっているか」、「民間クラウドの利用による事故等があるようだが、安全面の問題等はないのか」というご質問でした。</p> <p>市大に再度確認して回答をいただきました。その回答をまとめたもの</p>

が右上に「審議会説明用」と書いてあるメモです。

まず、【市大回答内容】の、「1 横浜市におけるクラウド導入時の手続き等について」です。横浜市では『クラウド・コンピューティング導入・活用ガイドライン』を作成しています。外部のクラウドを利用する場合、基本的にはこのガイドラインに基づいて導入します。また、総務局行政・情報マネジメント課セキュリティ担当への事前相談も必要となっています。このガイドラインはあくまで市長部局のガイドラインです。そのため、市大に直接当てはまるものではありませんが、市大においてもこのガイドラインに準じて導入するということでした。

次に「2 本システムで利用するクラウドの安全性について」です。クラウドの安全性について、もう少し詳しく回答をいただきました。今回利用するのはパブリッククラウドですが、このマイクロソフト社のサービスは、クラウド情報セキュリティ監査CSマークのゴールドマークを取得しているものです。

この認証制度の説明の下に※で書いてありますが、クラウドに関する認証制度には代表的なものが二つあります。

一つ目は、ISMSクラウドセキュリティ認証制度です。ときどき審議会の中でも「そのISMSはクラウド対応か」というご質問をいただきますが、それがこの認証制度です。これは通常のISMSを持っている組織に対して、更にクラウドセキュリティに関する国際規格の基準を満たしている場合に与えられます。各組織や事業所単位で与えられるものです。

二つ目は今回のクラウド情報セキュリティ監査制度で、CSマークというものです。これは各企業のサービスごとに与えられます。情報セキュリティ対策に関する監査項目があり、それに従ってセキュリティ対策がなされているか内部監査を実施し、安全だということを公開します。

その監査は、事業所の内部監査と、その内部監査を第三者がする外部監査に分かれています。内部監査が済んでいるものはシルバーマーク、外部監査まで終えたものはゴールドマークとなっています。今回市大が利用するクラウドサービスはゴールドマークを取得しているサービスであることから、安全対策としても十分であると考えているという回答でした。

(花村会長) 安全が確保されていることを確認できました。

特にご意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

2 審議事項

- (1) 【案件1】特定医療費（指定難病）給付システムの導入について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(花村会長) それでは審議事項の審議に入ります。

最初に案件1「特定医療費(指定難病)給付システムの導入について」のご説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件1につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

(清野委員) 大変大規模な権限移譲で、責任が重いと思えます。委託の会社もしっかりしたところのようなので、しっかりとやってもらいたいです。

「4 個人情報の管理体制」の「本業務における個人情報保護研修」は定期的に所属課長が講師として行う研修のほか、eラーニングを行うという記載があります。eラーニングには様々なものがあると思えます。すごく簡単なものから大変難しいものまであります。どのようなレベルのものですか。

(事務局) このeラーニングは健康福祉局が特別に作成しているものではなく、市民情報課から全区局の職員向けに作って配信しているものです。年間を通じて、YCANのeラーニングのページに掲載しています。主に個人情報保護条例に基づく内容で、基礎編と応用編の2種類があります。各職員が自分の都合のいい時間に受けられるように用意しています。

「本業務における」と書いてありますが、今回の所管課以外の職員も一般的に受けているものです。

(清野委員) このeラーニングを受けるのは受託者の従業員ですか。

(事務局) 「4 個人情報の管理体制」の「電子計算機処理の開始」の欄に記載がある内容なので、対象となるのは市の職員です。

(清野委員) では、この欄に記載がある所属課長というのは市の課長のことですか。

(事務局) そうです。

(清野委員) 受託者が受ける研修についてはどこに記載がありますか。

(事務局) 「委託先個人情報保護管理体制」の「7 個人情報保護に関する研修・教育」の欄に記載があります。

(清野委員) 個人情報保護に関する研修・教育を年1回実施しているということですね。

(事務局) そうです。

(清野委員) 「4 個人情報の管理体制」では、普段eラーニング研修についての記述をあまり見なかったのですが、今回特別に行うのですか。

(花村会長) eラーニングで研修することがあまりないので、今回このように記載したのは、何か特別な理由があるかという質問だと思います。定期的に年1回、所属課長が講師で研修を行うほか、eラーニングで職員に研修を受講してもらうという趣旨でいいですか。

(所管課) はい。

(土井委員) 「3 審議に係る事務」の【事務の委託】に記載のデータ移行テストをする際、外部媒体としてDVDやCDを使うということですが、最終的にその媒体はどうなりますか。きちんと処分されているとは思

ますが。

(所管課) 受託者に預けますが、最終的には市に返却されます。一定の保存期間経過後、きちんと処分します。

(土井委員) データは県からもらったものを一旦受託者に預けるイメージでよろしいですか。

(所管課) そうですね。ただ、作業自体は本市の内部で行います。

(土井委員) 別紙の⑦、⑧で、「CDで照会を行い、保険者から回答を受ける」と書いてあります。これもCDで質問して返ってくる形になるのでしょうか。

(所管課) 保険者のほうで健康保険上の所得区分を決めていて、それを業務上、照会する必要があります。個人データを送って、各所得区分を入力して返してもらうのが⑦、⑧の流れです。

(土井委員) 先ほどの県からもらうデータとは違い、新たにこの制度を利用したい人が来たら、必ず保険者にCDで照会をするということでしょうか。

(所管課) はい、そうです。

(土井委員) 照会をして回答を受けたら、きちんと処分するというのでしょうか。

(所管課) そうです。

(土井委員) 初期入力3万件は分かりますが、その後も定期的に入力する作業が発生するのかと思います。何件ぐらいですか。

(所管課) 新規の申請が毎年約4,000件あります。生活保護を受けている人は保険に入っていないので除くと、3,500~3,600件位が対象になるかと思います。

(土井委員) けっこう多くの件数をCDで扱わなければいけないのが、少し気になります。ちなみに、そのCDは1回照会をしたら廃棄してしまうのか、それとも使い回すのかどちらですか。

(所管課) 所得区分照会自体は文書で起案します。その起案文書の保存年限に応じてCDも処分します。

(糠塚委員) 今回の案件は、県からの権限移譲された事業ということでした。県がこれまで管理していたデータをもらい、横浜市でそのデータを使って事業を行うのでしょうか。

(所管課) はい。現在、県が管理している横浜市域分のデータをもらって、こちらで管理する形になります。

(糠塚委員) 新規の人について、保険者への照会は、県でもCD等を使っているのでしょうか。

(所管課) 保険者への所得区分照会に関しては県もCDを使っています。

(糠塚委員) 別紙に横浜市のフロー図があります。県で行っていた業務を横浜市に置き換えて作ったイメージということでしょうか。

(所管課) 基本的にはそうです。細かい部分で政令市特有のものがありますが、県の流れを踏襲して、市でやるとどうなるかという図です。

(加島委員) 2万6,000件のデータのDVDとCDを県からもらって移行するというのですが、受託者の正社員が10名市役所に来て、27台のパ

ソコン全てを使うのですか。それとも10台ですか。

(所管課) 基本的には1台のパソコンで作業できます。

(加島委員) この10名というのは入れ替わり作業するということですか。

(所管課) 個人情報を取り扱う可能性のある正社員が10名ということです。10名が作業しなければならないという意味ではありません。

(加島委員) データ移行期間はどのぐらいかかりますか。

(所管課) 現在の想定ですと、9月または10月に始めて、移譲直前までテストを2回行い、3月直前に本番を行う流れになります。

(加島委員) 全部データを移行し終わったら、DVDとCDは不要ということになりますか。

(所管課) そうですね。

(加島委員) 県に返すのですか。

(所管課) いいえ、横浜市で処分します。

(加島委員) 文書保存規程に基づいて処分するのですか。

(所管課) はい。

(加島委員) 来年4月からは、生活保護者を除いて4,000件近くを平年度化するわけですが、市ではDVDやCDは使わないのですよね。

(所管課) そうですね。システムに直接入力できますので。

(加島委員) そのため、その保存年限までしか持たないということですね。

あとは平年度化してオンラインで全部作業を行っていくのですね。

(所管課) そうです。データ移行については1回限りで終わります。ただ、所得区分の照会で使うCDについては、横浜市で毎月使っていくことになります。

(加島委員) 「委託先個人情報保護管理体制」の「9 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制」については、「ここから先は、作業を実施機関の施設内部のみで行う場合には記入不要です」と書いてありますが、「ノート型5台」と入っています。これは記入ミスですか。

(所管課) はい。失礼しました。

(小嶋委員) 税に関する情報も取得するわけですよね。個人情報を取り扱う事務開始届出書にはどこにチェックが付いていますか。

(所管課) 「⑥経済状況」の「納税状況」に本来チェックを付けなければならなかったのですが、漏れていました。

(小嶋委員) 私もそう思ったのです。ただ、「納税状況」というと、納税しているかどうかといった情報になると思いました。それでよろしいのでしょうか。「その他」になるのかなとも思いました。

(花村会長) どれくらいの所得があるかを確認しないと、負担額を決められないわけですよね。それがどこに書いてあるかということですよね。

(小嶋委員) そうですね。

(花村会長) 「納税状況」という言葉だと、納税しているかどうかだけの話になるだろうというのが小嶋委員の見解ですよね。

(所管課) では「①基本的事項」の「その他」として、カッコの中に記載したほうがよろしいですか。

(花村会長) 「①基本的事項」の「その他」をチェックし、そこに「所得等」

と書いてもらうということでもいいですか。

(事務局) 「⑥経済状況」の「その他」に記載したほうが分かりやすいと思います。

(花村会長) 「⑥経済状況」の「その他」をチェックして、カッコに何と記載しますか。

(所管課) 「課税状況」とします。

(花村会長) それでよろしいですか。

(小嶋委員) はい、分かりました。

(清野委員) 「5 取り扱う個人情報」の「実施機関での保存期間」で、紙データが「1、3、5、30年」となっていて、「申請書によって異なる」とあります。これは、1枚の申請書で「この部分は1年で、残りが30年」ということになるのですか。イメージを教えてください。

(所管課) 文書の分類によって保存年限が定められています。

(清野委員) それは分かります。紙データの中に、申請書の中身が記載してありますね。もし重なっているものがなければ、「この申請書は1年、この申請書は3年」となると思います。そう書かれていないということは、1枚の申請書の中に1年の情報と5年の情報が入っているという意味に取れます。

(所管課) 「申請書等により」という書き方があまりよくないかと思えます。「申請書の種類により」といった書き方のほうがいいですね。

(清野委員) そうすると、申請書の中身で「Aは5年、Bは3年」というようになるのですか。

(糠塚委員) 申請区分によってですね。

(所管課) 支給認定の申請なのか、変更申請なのか、再交付の申請なのかによって申請書の種類が異なります。その種類ごとに保存年限が変わってきます。

(糠塚委員) 「申請種別による」ということなのですか。

(所管課) そうですね。この書き方がよくないので、分かりやすく記載します。

(花村会長) 「申請種別」でよろしいですか。

(所管課) はい。

(糠塚委員) 先ほど「県が使っているものをそのまま移行する」という話でした。県ではこれまでにシステムなどにより情報漏えいなどの事故は起きていませんか。県で情報漏えいなどの事故が起きていないから、そのまま使えるという認識でよろしいですか。

(所管課) システムの部分に関しては、今までに事故が起こったことは聞いていません。ただ、紙の誤送付等があったとは聞いています。難病認定は1年間の期間になるので、次の年にまた認定しなければいけませんが、更新の勸奨状を送ったときに誤って違う人のものを送ってしまったことがあったそうです。

(糠塚委員) この事務を開始するに当たり、課で誤送付防止の研修はする予定ですか。

(所管課) 誤送付も含めてシステムへの誤入力がないようにチェック体制

を充実させて、研修を行っていきます。

(花村会長) 別紙のフロー図ですと、市民が申請した後、「事前審査」という記載があります。これは誰が行うのですか。

(所管課) 横浜市には保健師やドクター等の職員がいるので、審査できる案件は審査します。疑義のあるものは指定難病審査会に諮ります。

(花村会長) 疑義のあるものはどれくらいの割合ありますか。

(所管課) 厚生労働省で定めている支給認定の基準が決まっているので、それに沿って認定していきますが、基準があいまいな疾病もあります。1割弱ぐらいで疑義があって、事前審査では認定できないものが発生するのではないかと見込まれています。

(加島委員) 県が委託していたのは今回の受託者と同じではなく、違うところですか。

(所管課) 違います。

(加島委員) 指定都市によって、違うシステムが動いているのですか。

(所管課) そうなります。

神奈川県内では川崎市、相模原市、横浜市の3市が来年4月から権限が移譲されます。いずれの市も県のシステムをそのまま受け入れることはしないという前提です。やはりそれに縛られてしまうのはどうなのかというところがあります。

(花村会長) 独自性を持ちたいということですね。

(所管課) はい。

(花村会長) ほかにご質問がないようなので案件1を承認するということがよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(2) 【案件2】(仮称)舞岡地区新墓園経営許可申請等関連業務委託について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件2「(仮称)舞岡地区新墓園経営許可申請等関連業務委託について」の審議に入ります。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件2につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

(中村委員) 取得する個人情報の範囲が非常に限られている点はいいかないと思えます。

説明対象者は、条例で「住所を有する者」とされていますが、住民票等を市で取得して受託者に渡すことは考えていないのですか。

(所管課) 今回は市営墓地なので、市がつくれますが、墓地は民間もつくれます。民間も同じく経営許可を取得しますが、民間では住民票の請求ができません。民間と我々は同じレベルを求められているので、民間で

できないことは我々にも求めません。民間に対しては、登記簿謄本で住所は把握すればいいと言われているので、我々も同様になります。

(中村委員) 条例上の説明対象者は「住所を有する者」と「建物の所有者」と「土地の所有者」です。建物所有者と土地の所有者の住所に関しては登記簿謄本等から分かるのかもしれませんが、「住所を有する者」は、住民票がないと把握できないのではないかと思います。

(所管課) 住民票は取得しません。その代わりに、現場にポスティングをしていきます。説明会の案内と返信用はがきを入れた封筒を個別のポストに配布をします。返信があった人については、返信用はがきで住所と名前を把握します。

(中村委員) 返信がない人についてはそれ以上把握しないのですか。

(所管課) 「返信がなかった」ということを記録に残しておきます。

(中村委員) そこに住所がありながら、たまたまその期間いなかったり、そこに住んでいるけれども居所であって、生活の本拠ではないかもしれないことがあります。「現地を調査して居住を確認する」と書かれていますが、賃貸マンションでメールボックスに何の表示もないところが増えていきます。そこにいるのかいないのかも確認できないところが多いと思います。できるだけ受託者にやらせて、最終的に市のほうが一覧表に漏れがないかどうか住民票で確認する方法もあるかと思います。どうしても「住所を有する者」の把握がすごく緩い感じがしてしまいます。

また、公図を使って 110 メートルの範囲を確認するという記載があります。公図の精度はそこまで高いのですか。公図にもたくさんあります。国土調査の結果に基づく地籍図ならばかなり正確なものだと思いますが、そうでないとすると、果たして公図で距離を確定して、「この範囲で大丈夫だ」と言えるのか気になります。

(所管課) 実際は公図や地形図を活用して、110 メートルという範囲を確定しています。公図も混乱しているところや、国土調査が入って確定しているところと、まちまちです。経営許可を受け付ける窓口である生活衛生課と相談しながら確定していくことになります。

(中村委員) 条例上の要件になっているので、慎重にやってもらったほうがいいかと思いました。

(加島委員) 説明会はボイスレコーダー等で録音するわけですね。その音声データの取扱いはどうなりますか。議事録を作成したら消すのか、それともずっと保存するのですか。

(所管課) 決めていませんでしたが、テープ起こしが終われば消去したいと思います。

(加島委員) その辺りはきちんと書いたほうがいいと思います。

(花村会長) 録音して議事録を作成するわけですね。その時点で、録音したものは必要なくなるので処分するというところでいいでしょうか。

(所管課) はい。

(花村会長) では、そういう形で処分することは書いておいてください。

(所管課) ICレコーダーの音声データは、テープ起こし後削除するというところでよろしいでしょうか。

(花村会長) はい。

中村委員の疑問はよろしいでしょうか。条例で 110 メートルと決まっています、例えばそこに住所を有する人がいるのであれば、説明会に参加する機会を与える趣旨でポスティングするわけですよね。たまたま不在等で機会が与えられなくても、「それは仕方ない」と考えるのでしょうか。

(所管課) 「住民票を取って確実にやれ」というところまでは求められていません。民間ではそれができませんので。

(花村会長) 民間と同レベルでやればいいということですか。

(所管課) はい。

(加島委員) 逆に幅を持たせて 110 メートルの微妙なところは加えてしまうということではないですか。

(所管課) 線を引くこと自体はしっかり決めるのだと思います。その範囲の中の人に周知できているのかどうかということです。

(加島委員) 公図がはっきりしていなければ線そのものが完璧ではないかもしれないので、あいまいな部分についてはある程度入れてしまった方がいいと思います。

(花村会長) 後で「私は 110 メートルに入っているのに、なぜか」と言われないように気をつけてほしいということもあるのですよね。

(小嶋委員) 公図は直線だけでなく、曲線もあります。接線を引いてそこから直角に行くのでしょうか。

(所管課) 公図だけではなく、地形図等で線が入っていればその人にも声をかけないといけません。

(小嶋委員) ですから、ある程度幅を持たせたほうがいいです。

(所管課) 声をかける人は、110 メートルの範囲に一部でも入っている人です。

(小嶋委員) 個人情報を取り扱う事務開始届出書の「個人情報の収集方法」の欄ですが、「本人外収集」にチェックが入っていて「登記簿謄本」となっています。その根拠法令が個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 3 号です。これは「出版・報道等により公にされているとき」です。登記簿謄本は公にされてはいますが、「出版・報道等」に含めて考えているのでしょうか。

(事務局) 条例の解釈の中では、「公にされているとは不特定多数の者が取得し、又は知り得る状態にあるものをいう」となっています。不特定多数の人が取得できるようなものについてはここに含めて考えています。登記簿謄本は誰でも取得できますので。

(小嶋委員) 「出版・報道」に含むかというのは少しどうかと思いますが。

(花村会長) ほかにないので、そのように解釈すればいいだろうということですね。

(中村委員) 不動産登記法上、誰でも取れるようになっているとすれば、1 号でもいいような気がします。

(小嶋委員) 何か「出版・報道」とは違うような感じがします。

(加島委員) これまでもずっとこのように捉えてやってきたのではないですか。

(所管課) 公情報という考えを重視すれば第3号になるかと思えます。

(花村会長) そちらを優先すれば登記簿謄本も該当すると考えていいのではないかという解釈ですよ。もともとこの「出版・報道等により公にされている」というのと登記簿謄本の概念は少し違うと考えられますが、趣旨はそういうことだということで、よろしいですか。

(小嶋委員) はい。

(糠塚委員) 個人情報の収集方法として、個人情報を取り扱う事務開始届出書には、「登記簿謄本から取得する」と書いていて、「3 審議に係る事務」には「登記簿を市が取得して、受託者に渡す」と書いてあります。「登記簿謄本」と書いてあればいいですが、「登記簿」ですと、登記簿をバンと持ってくるようなイメージがあります。公図もバンとそのまま来るのではなく、「公図の写し」のことですよ。

(花村会長) 正確に言うとそうですね。そこはそのような形で修正をお願いします。

(土井委員) 「2 事務全体の概要」の「4 経営許可申請図書等作成」には「個人情報取扱いなし」とありますが、「市が取得し提供する登記簿を用いて作成する」ということです。登記簿謄本には個人情報は入っていないのですか。

(所管課) 登記簿謄本に書かれている内容は個人情報ですが、申請するときに提供する登記簿謄本は、横浜市が計画敷地を全部取得した状態で提供する予定です。所有者が横浜市なので、個人情報ではないということで「個人情報取扱いなし」と書いています。

(事務局) 横浜市という法人の登記簿ということですね。

(所管課) そうです。

(事務局) ここは計画説明を行う人の登記簿謄本という意味ではなく、横浜市の登記簿謄本ということなので、法人情報です。

(所管課) 最初に収集するのは110メートルの範囲の計画説明対象者の登記簿謄本ですが、ここで提供する登記簿謄本というのは、墓地の計画敷地の中だけの登記簿謄本です。対象が異なります。計画敷地は横浜市が取得しているので、横浜市の名前の入った登記簿謄本を添付します。

(土井委員) その中には個人の名前は全く入っていないのですか。

(所管課) 原則入らないつもりでしたので、「個人情報なし」と書いています。

(花村会長) 墓地は横浜市の所有ということですね。

(所管課) 横浜市が全部取得した状態で申請する必要が求められます。

(花村会長) すでに取得しているから、その登記簿謄本を取っても横浜市の情報しかないということです。分かりにくいかもしれません。

(中村委員) 前所有者から取得するということです。

(加島委員) 個人情報が入っているかもしれません。

(所管課) それは確かにそうですね。そこは許認可部署に確認を取ります。

(花村会長) 個人情報の問題がありますから、前所有者の記載があるかどうか確認してください。

ほかにご質問がないようなので案件2を承認するということでよろし

いでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(3) 【案件3】 公共下水道管接続確認調査について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件3「公共下水道管接続確認調査について」の審議に入ります。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件3につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(花村会長) 受託者との契約は締結できたのですか。

(所管課) はい。7月24日に締結しました。

(花村会長) それを前提として審議したいと思います。

(土井委員) 個人情報を取り扱う事務開始届出書の「①個人情報の記録項目」の「①基本的事項」の「識別番号等」とは具体的には何ですか。

(所管課) お客様番号のことです。

水道のメーターごとに9桁の識別番号が付いています。それがお客様番号です。

(土井委員) 「その他」に記載の水栓番号とは違うのですか。

(所管課) 水栓は、水道栓ごとに番号があります。使用者の番号とは別です。お客様番号は9桁ですが、そのうち下5桁が水栓番号です。

(花村会長) 私が自分で見ても分かりますか。

(所管課) 水道のメーターの検針票に記載があります。

(花村会長) この受託者はPマーク等の個人情報保護資格は持っていないのですか。

(所管課) はい、ないようです。

(花村会長) 実態としては水道局にいた職員がいる事業者ということで、要するに詳しい方ですね。

(所管課) 環境創造局の下水道部門のOB等もいる事業者です。上下水道には詳しいです。

(加島委員) 公共下水道使用開始届を提出してもらうということですが、遡及はするのですか。

(所管課) 使用料を徴収する際ですか。

(加島委員) はい。

(所管課) 5年間は遡及します。

(加島委員) 遡及する際、相手との間で揉めることもありますか。

(所管課) 意見の食い違い等はあるかもしれませんが、資料等で確認できれば、使用料は徴収します。

(加島委員) すでに使っていたかどうかはどのような形で調べられますか。

(所管課) 工事の記録が出れば一番分かります。

(加島委員) そういうものの中に、個人情報が入ったものはありますか。

(所管課) 委託業務として遡及は考えていません。

(加島委員) それは市の方でやるのですか。

(所管課) はい。

(花村会長) 「2 事務全体の概要」に、「公共下水道に接続されているにもかかわらず下水道使用量が未徴収になっていたもの等が最終的に 1,916 件あり、遡及請求した」という記載があります。これは全て徴収できたのですか。

(所管課) まだ支払っていない人もいますが、全件請求は行いました。

(花村会長) 現地調査に応じない人はいますか。それはどうしますか。

(所管課) ケースバイケースで状況から判断します。現状から、ほぼつながっていると考えられる場合は、請求しています。

(花村会長) 不公平にならないようにお願いします。

(加島委員) これは水道を使っている人だけですね。井戸水を使っている下水を使っている場合もあります。そのような人は今回の調査対象とは別ですか。

(所管課) 別ですが、それはすでにやっています。当課の職員で対応しています。

1 点、訂正があります。「4 個人情報管理体制」の「電子計算機処理の開始」で、「外部媒体の使用」欄があります。市から受託者に未徴収者台帳のデータをそのまま渡す際と混同してしまいました。我々が内部で使用するときにはCD-Rは使用していません。外部媒体の使用は「なし」に訂正します。

(糠塚委員) 現地調査をする場合、不在者には連絡票を渡して後ほど日程調整を行いますと記載があります。このような場合、相手からの電話などを待つのですか。

(所管課) 相手方からの連絡を待ちます。連絡先は当課と受託者名を併記して、受託者の専用フリーダイヤルを設置する予定です。連絡がない場合には、何度も委託の案件として扱うのは適切ではないと思うので、当課で引き上げて対応したいと考えています。

(花村会長) ほかにご質問がないようなので案件3を承認するということがよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(4) 【案件4】医療政策への活用を目的とした医療レセプトデータ分析事務について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)
(個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件4「医療政策への活用を目的とした医療レセプトデー

タ分析事務ついて」の審議に入ります。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件4につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(清野委員) 大変込み入った案件で、なかなか一度には把握できないところがあります。

ハッシュ関数は、先ほどのご説明ですと1回、関数を掛けると元に戻すことができないということでした。元に戻せないということについてもう少し説明してください。

(所管課) 暗号化や匿名化の技術の中でハッシュ関数というのが一つ挙げられています。一方向性の関数というのがあるようです。通常は、中学生の連立方程式のような形で、計算式で掛けた結果があって、Xを出して答えを引き戻せます。

一方向性関数を用いると、答えからどのような掛け合わせをしても、元の形に戻せないようになっています。例えば、別紙6にある被保険者証記号・番号の「100・123456」が、ハッシュ化した「354hja9」からは決して割り戻せないということです。「100」と「123456」をその計算式に入れると、必ず「354hja9」が返ってきますが、「354hja9」からは「100・123456」を意味していることは全く分からないという仕組みのようです。

(清野委員) 行きは必ずそうなるけれども、帰りはそこに戻れないということですか。

(所管課) はい。

(清野委員) 別紙6のハッシュ値のうち、二つ目の例として生年月日をハッシュ化したものがあり、「昭和 33/12/31」が例として出ています。ハッシュ化後も生年月が残っているようです。

(所管課) そうですね。レセプトデータ項目の太い四角で囲んでいる三つそれぞれをひも付けに使うという意味になります。被保険者証番号をまず一つハッシュ化して、生年月日も同じようにハッシュ化して、受給者番号もハッシュ化します。この三つをキーのように用います。

例の書き方が悪いですね。「1958」というのは西暦に置き換えたのではなく、たまたま数字として割り振ったものが偶然、西暦のようになってしまいました。

生年月日の生年月だけは別に持っています。

(加島委員) ハッシュ化されるときに、バツと串刺しをします。過去の同一人物の同一レセプトからデータを出してきて、データベース化されるわけですよね。同一レセプトを1回全部引き出した後はもうさかのぼれないですよね。後から「こんなことを知りたい」と思って同一レセプトを見に行くことはできなくなりますか。また最初からやり直さないといけませんか。

(所管課) それは可能です。ハッシュ化するのは、2,800万件のレセプトで、全て1回この処理をします。ハッシュ化されて置き換わったり、名

前が削除された塊をデータベースとして持っておきます。その中では自由に分析されています。

(加島委員) それは符号か何かでつなげているということですか。

(所管課) はい、その符号がこのハッシュ値です。

(加島委員) では、後からさかのぼって見ようとしても見られますね。

(所管課) 見られます。

(加島委員) ただ、個人は特定できないわけですか。

(所管課) 個人は特定できません。例外として、保険証が変わってしまったような人は、どうしてもつなげられませんが、それ以外はこの三つのキーで調べます。

(加島委員) ここの受託者は、同様な実績があるようですが、広島県や島根県など全て県レベルです。県ではレセプトを持っていないと思いますが、どのようにしたのですか。市からデータをもったのですか。

(所管課) 県からお願いして、市町村が提供したと聞いています。

(加島委員) 神奈川県が地域医療構想や医療計画を策定しています。県から「市の情報がほしい」と言われたら、渡すことも考えられますか。

(所管課) 保険者である健康福祉局が提供や協力をするならそういうことになると思います。

(加島委員) 恐らく、27年というのは、広島県や島根県では、地域医療構想をつくっている時だと思います。厚生労働省からはナショナルデータベースで資料は出ていますが、「もっと細かいのを知りたい」ということで認可したのではないかと思います。

(所管課) 理由の一つになると思います。

会議等の場で、横浜市の資料としてデータを集積したもの等を出すことはあると思います。けれども、個別のデータを提供することではありません。

(加島委員) 個別でなく、まとまったデータとしてということですね。

(所管課) はい。

(花村会長) 改正法でも個人情報保護と利活用という観点があります。個人のレセプトを利活用し、例えば将来、神奈川区で病床がどのくらい足りなくなるのだろうかと予測し、そのための準備をしようということですか。

(所管課) 利用の一つにその目的があります。

(花村会長) 匿名加工情報にしてビッグデータをつくり、利活用していくこともその観点から行っていくという意味ですか。

(所管課) 今回、審議にかける事務の範囲は、匿名加工情報としてのある種のオープンデータのような形では考えていません。あくまで行政内部での政策検討に利用します。公表するとしたら、完全に集計表になった結果のみを想定しています。

(花村会長) 例えば、私が健康保険を使って医療機関で受診した場合、そのレセプト情報はハッシュ化して、違う形式のレセプトができます。それが私のものだということは、ハッシュ化した時点で誰にも分からなくなりますか。

(所管課) そうです。本人が2年間をずっと通しで見れば分かる可能性はありますが。

(花村会長) 本人が見れば分からなくはない程度のこと、基本的に第三者には、それが私のものだということが分からないですか。

(所管課) 分からないように、氏名などは落としています。

(事務局) 個人情報保護法の匿名加工情報における匿名化の基準というのが、法律の施行規則で示されています。そのなかには基準が五つあります。保護要件と保護基準には、「そのファイルに含まれる他の情報と識別できないようにするための適切な処理をする」という条文が入っています。その基準に照らすと、恐らく、今回の加工の仕方だと不十分です。何年間か継続して見て、「こういう経緯でこういう人」というのが複数人いればいいのですが、氏名は分からないけど1人しかいないと、特定はできないけれど、ほかの情報から識別されてしまう情報になっています。そのため、匿名加工情報の基準は満たしていないという意味で、「識別性を低減している」という表現になっていると思います。

(花村会長) 患者が医療機関で受診します。医療機関はレセプトにより診療報酬請求をします。大体の人は、自分のレセプトが市で診療報酬の請求以外に利用されていることは分かりません。そのように利用していいという条例上の根拠はどこにあるのですか。

(所管課) 個人情報保護条例第10条第1項第5号に、目的外での実施機関の内部利用という規定があり、それに該当します。

(花村会長) 横浜市での内部利用ということですか。

(加島委員) 外部には出していないということですね。

(花村会長) 外部に出す場合は、また審議会に諮らなければいけないということですね。

(所管課) そうですね。目的外の外部提供になります。それは今回想定していません。

(花村会長) 具体的にこの事業を行ってどういうことが分かるか、分かりやすく説明してください。

(加島委員) 「事務全体の概要」の「5 分析例」に記載の内容になるのではないですか。

(所管課) はい、その分析例とその内容を補足する意味で、別紙4があります。

例えば(1)にあるように、「地域完結率」ということで、患者が自身の住所区で医療を受けている割合を出します。本当であれば、自分が住んでいる近くで医療を受けられるのが望ましいと思います。それが実際の程度満たされているか、大きな単位では数値として国が出していますが、各区別では分かりません。横浜市でも医療需要はどんどん増えています。自分の地域外で受けている人がどの程度いて、特にどの区に多いのかが分かることで、医療の提供を増やすときの優先度がどこにあるのかが少し細かく見えてきます。

別紙4の点線の四角囲みの内容は、実際に神奈川県の実地医療構想で公開されているデータです。このデータから横浜市から医療を受けに東

京都に行ったり、小田原市に行っている割合は分かります。しかし、区の中でどのように動いているかまでは分かりません。そういったことが今回の分析で幾つか見えてきます。

(糠塚委員) 「5 取り扱う個人情報」の「個人情報の種類」に「識別用ハッシュ値」と書いてあります。これはハッシュ化された結果のハッシュ値ですか。

(所管課) そのとおりです。

(糠塚委員) カッコ書きで、そのハッシュ化されたものを書かなくてもいいのですか。「識別用ハッシュ値」というのは、さかのぼって個人を特定できないので、ただの記号であって個人識別情報ではなくなります。ある特定の個人のものだというのは分かっても、それが誰のものかは分からないデータも個人情報というのですか。

(花村会長) 個人情報の定義からいうと、これは個人情報ではないのではないかとという意味ですか。

(糠塚委員) そうです。

(所管課) ハッシュ値だけを取り出すと全く意味をなしません。ですが、データを2年、3年ずつないで、ほかの病院のリストと突き合わせると、場合によっては個人が浮かび上がる可能性が否定できません。

(糠塚委員) ハッシュ値があると、同一人物のデータだと分かるからということですか。

(所管課) 可能性としては否定できません。

(事務局) 識別用のハッシュ値単独では個人が特定できませんが、医療機関コードが分かればどこの医療機関か分かります。例えば、特殊な病気で特定の病院にかかっていることが分かれば、誰か特定できると思います。その人のハッシュ値はずっと同じものに使います。単体では個人情報ではありませんが、ほかの情報と合わせると誰か分かる場合があるということで、個人情報として挙げています。

(清野委員) 生年月日のハッシュ値は、例では生まれた年と月までは出ています。

(所管課) その例はプログラムを模式的に見せてしまったものです。ハッシュ値はハッシュ値という記号としては恐らく、分けて持っていて、つなぐときに生年月を頭に付けてランダムな値を持っています。プログラムの中身の持ち方は若干異なります。

(清野委員) それは分かります。結局、別紙6にある生年月日のハッシュ値の例は、生年月が残るのですか。それとも、残らないのですか。

(花村会長) 「昭和33年12月31日」がハッシュ値になると、「195812」と書いてあるので、生年月がそのまま残るのではないかとということですか。

(所管課) 生年月として持っているものが一つあって、生年月日を元につくったハッシュ値がもう一つあるという考え方です。

(清野委員) 二つになるということですか。

(所管課) 二つあると思っていいです。

ただ、データを最後につなぐときのキーとして生年月も持っています。プログラム上どう持っているかというのはありますが。ハッシュ値は生

年月日でつくって、生年月は生年月で箱に入れます。それはハッシュ値の説明とはまた別の話になります。

(糠塚委員) 生年月日のハッシュ値と生年月とは別の観念ですか。

(所管課) そうです。

(清野委員) しかし、「1958」と「12」というのは同一のところに入るわけですよ。組み合わせで、分かる確率がどのくらい高まるかということです。

(所管課) 識別用ハッシュ値のことですか。

(清野委員) はい。

(所管課) それは「分けたほうがいい」ということですか。分けてつくるのはつくりません。ただ、データベース化の前段階では分けていたとしても、最終的に開発会社が同じデータベースに入れる設計にしているかもしれません。個人情報の持ち方として、「別で保存すべきだ」ということであるならばそうします。「1958」が頭に付与されていても、後半の数字がランダムに入っているならば構わないということならそちらでやります。

(清野委員) 組合せによって個人識別性の濃度が違うということですよ。

例えば、生まれた年と月が分かって、特殊な病院ということであれば、個人識別性が非常に高まってしまいます。それが、生まれた年と病院だけが分かる場合には識別性は、先ほどよりは下がります。組合せによって識別性がどうなるかが若干気になっています。

(所管課) データとしては、ここに書いているものは1行にして全て持っている状態です。1項目で持っている形にはなっていません。

(事務局) 「個人情報の種類」に書いてありますが、そもそも氏名などはハッシュ化してあるわけです。その人をズバリと識別できるようにはなっていません。しかし、生年月や性別、医療機関、診療年月、症病名が分かってくると、他の情報と照合すれば個人が識別できる可能性が非常に高いです。個人の識別性はやはり残っているので、ハッシュ化したものは個人情報として扱うという前提です。ただ、ひと目では誰か分からないように識別性を低減化して利用します。

(清野委員) その意味は分かります。生年月で年と月が両方そろっているものよりは、年と月が分かれているほうが少し識別性が下がるのではないのでしょうか。

(所管課) 生年月は生年月で、「195812」という塊は何かしらの箱には入っています。ただ、日は落とした状態です。

(糠塚委員) どういう目的で生年月を残そうと思ったのですか。年齢は収集していますよね。年齢のほかに生年月をデータとして残すのはどういう意図ですか。

(所管課) 将来的に、年齢はどこが起算日かというのがあります。生年月があると、何月の時点での年齢が計算し直せます。年齢はデータを単独で持っているときにだけいるものですが、数年後になってくると、「何年何月生まれ」というのがキーになって必要になるかと思えます。

(清野委員) 最小限ということで考えると、月まではいらぬですね。3年

前のデータであれば、誕生が何月か分からなくても、誤差はそんなになりません。

やはり生まれた年と月まで分かってしまうのは、必要性の観点でどうかと思います。

(加島委員) 完全にハッシュ化されていけばさかのぼれないのですよね。

(清野委員) いえ、これがそのまま出るのでよね。

(糠塚委員) 生年月までは出るのでよね。

(加島委員) 「ハッシュ化」と書いてあります。たまたま「1958」と書いてありますが、乱数だから、他の数字の羅列でもいいのですよね。

(糠塚委員) どこかの箱にはその数字は出てくると今、おっしゃったので。

(花村会長) もう1度整理すると、別紙6で、「昭和33年12月31日」をハッシュ化すると、右のほうに「195812」と書いてあります。清野先生は、たまたまそうなっていることを見て「ここで分かっちゃうのではないか」という疑問なのでしょう。これは加島先生が言ったように、他の数字の羅列でもいいわけでしょう。そういうことではないですか。例えば昭和33年12月31日生まれの人をハッシュ化するとき、「195812」にならないでしょう。

(所管課) ならないです。

(糠塚委員) しかし、「5 取り扱う個人情報」では、「ハッシュ値プラス生年月を取る」とあります。ですので、やはり「195812」と出てくるのではないですか。

(所管課) 持つデータとしては、生年月日でハッシュ値をつくり、それとは別に生年月日の「日」は識別を落とすために削り、生年月のみにします。

(糠塚委員) ですので、生年月と年齢と両方取る意味は何かと質問したのです。

(所管課) レセプト上に年齢自体は出ません。

(糠塚委員) では、年齢は削除するということですか。

(加島委員) 何年生まれかは持っているということですよ。

(所管課) 生年月から計算したのが年齢です。この中で生年月と年齢がダブルカウントになっているので、年齢を落としていくと、集計上、データとして取り扱うのは生年月から計算した年齢です。

(糠塚委員) 年齢がすぐ分かったほうが、データ処理しやすいということですよ。

(所管課) 生年月と年齢が重なっていました。

(事務局) データベースの格納項目として年齢という項目もあるのですか。

(所管課) あります。年齢を出す基のデータは生年月です。

(花村会長) 論点は、要するに識別ハッシュ値を個人情報として挙げるかどうかということでしょう。

(清野委員) 挙げるのはいいです。

(花村会長) それで、清野先生がおっしゃるのは、「年月だと特定されるから、年だけにするように」という趣旨ですか。

(清野委員) 「年月は残るのですよね」という確認です。

(花村会長)「年だけにすればもっと識別可能性が少なくなることもあるのでは」という話をしているのでしょうか。

(清野委員) そうです。

(糠塚委員) 恐らく、このデータ分析で年齢というのはとても重要な意味を持っていると思います。

(花村会長) そうです。そういうことを考えた上で「年月」までは入れますが、「日」だけは識別可能性が高まってしまうので、やめようという判断ですね。そういうことで、いいのではないかということです。

(糠塚委員) そういうことを踏まえて、実施機関の保存機関は10年といたったのではないのですか。

(所管課) 医療の政策の根拠になる医療計画があります。その計画が6年スパンで、来年度から新計画になります。2023年度までが次の計画期間になるので、2024年度の改定をするのが2022年から23年になります。改定する際に過去の分を振り返る可能性があり、5年だと短いので10年です。

(糠塚委員) 10年という保存期間に法的根拠はありますか。

(所管課) そもそもこれが目的外利用なので、根拠はないです。

(花村会長) 今回は法的根拠があって決めたのではなく、10年保存したほうが有効活用できるという判断ですよ。せっかく分析したのに、5年しか保存しないのでは意味がないので、10年は保存したいということですね。

(所管課) そうです。

(花村会長) 通常は法的な根拠があるのでしょうかということですね。

(事務局) 事前に協議している中では、当初は、12年保存となっていました。医療計画は6年ごとに作るので、次の計画のときに前のものにさかのぼりますが、12年前までは必要ないということになりました。

また、横浜市の文書分類表には、12年はありません。10年の次は30年です。そこで、6年+6年=12年と横浜市の文書分類表の10年を併せて考えて、10年ということですね。

(事務局) 行政内部で使っているカルテは行政機関個人情報保護法という非識別加工情報です。非識別加工情報は行政が持っている限りにおいては、何らかの事故時に照合してその元にまでたどり着かなければならないので、照合性を担保しています。今回も万一、6年を超えて何らかの事故があったときには、必要最小限のところまでどこかで照合させなければならない可能性もあります。文書分類表の年限も加味していくと、5年では短いので、10年が必要最小限と捉えているかと思います。

(花村会長) 分かりました。必要最小限の範囲で10年はいいだろうということですね。

(加島委員) 12年保存してもらいたいです。介護計画も3年ごとで、それと合わせるために医療計画は5年から6年になったわけですね。医療計画でさかのぼるときには12年必要ではないでしょうか。

(事務局) その10年で必要な状況があったときには1年ごとに更新できます。そのためまずは10年で検討してもらえればと思います。

(糠塚委員) 10年というタームは横浜市の文書分類のルールなので、それに基づいてやっていることを書いたほうがいいのではないですか。

(花村会長) それに基づいてやっているわけではないです。

(事務局) 文書分類表で決まっているのは、文書が完結してからの保存年限で、もう使わなくなってから何年残すかということです。

6年で計画が終わったら、1年で完結したとして、それから10年保存しておき、さかのぼって調べられるのではないかと思います。

保存年限については整理します。

(花村会長) ほかにご質問がないようなので案件4を承認するということがよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

3 報告事項

(1) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告

ア 協働の「地域づくり大学校」事業に係る事務

イ 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

ウ 在宅重症患者外出支援事業

エ 難病患者一時入院事業

オ 認知症支援に係る研修等実施事務

(2) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告

YCU-net (グループウェア) の運用

(3) 広報を目的とした横浜市WEBサイトへの個人情報掲載に係る電子計算機結合についての報告

認知症支援に係る研修等実施事務

(4) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告

国民健康保険料収納対策支援システムの機器更改作業等業務委託

(5) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告

保土ヶ谷区横浜市長選挙啓発事業 (18歳の新有権者向け啓発はがき発送)

(6) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託

認知症支援に係る研修等実施事務

(7) 委託先個人情報保護管理体制

(8) 個人情報を取り扱う事務開始届出書 (3件)

(9) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (2件)

(10) 個人情報ファイル簿兼届出書 (2件)

4 その他

(1) 個人情報漏えい事案の報告 (平成29年6月24日～平成29年7月21日)

(2) その他

(花村会長) それでは、次に、「報告事項」及び「その他」に移りたいと思い

ます。まず「3 報告事項」について、事務局から説明をお願いします。
(事務局) 本日の追加配付資料をご覧ください。内容につきましては、担当係長からご説明いたします。

なお、個人情報漏えい事案につきましては、配付資料により内容をご確認いただき、疑問点等があればご連絡いただく、というかたちでお願いいたします。

<資料に基づき説明>

この冊子とは別に、手元に1枚資料をお配りしておりますので、こちらのご説明をさせていただきます。右上に「29年7月26日」と四角囲みのある資料です。「保護法改正に伴う庁外周知の実績」です。

5月30日の改正法の施行に伴って、関係団体に説明会を行って来ました。それがひととおり終了いたしましたので、実績の報告です。

「1 自治会町内会向け説明会」は、市民情報課と自治会町内会を所管している地域活動推進課と協力して、全18区を回って、公会堂等を使って自治会町内会の役員向けに説明会を開催しました。4月11日から7月10日まで実施し、合計で約1,900人のご参加をいただきました。

「2 各種団体向け説明会」は、小規模団体を対象に全市的に募集をかけて、方面別に3回開催しました。これについては、神奈川県講師派遣事業を利用し、県で契約している弁護士に講師をお願いして行いました。3回合計で約650人の参加がありました。第3回については事前申込みがかなり多く、締切期限前に締め切りました。参加団体も多岐にわたる団体が参加しました。アンケートで「こういった説明会を今後も是非やってほしい」という感想をいただいています。

(花村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。特に質問がなければ了承するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは了承いたします。

本日予定された議事は以上ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。

(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思えます。

次回の日程でございますが、9月27日水曜日、午後2時から、関内中央ビル5階特別会議室、本日と同じこの場所で開催を予定しております。後日ご連絡を差し上げますが、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

本日はどうもありがとうございました。

(花村会長) それでは閉会とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

【閉 会】

資料 特記事項	1 資料 第157回横浜市個人情報保護審議会次第 2 特記事項 次回は平成29年9月27日(水)午後2時から開催予定
------------	---

本会議録は平成29年9月27日第158回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡
